

3. 貴族院における嘉納治五郎の業績

東京外国語大学 東 憲一

3. Jigoro Kano in Parliament.

Ken'ichi Higashi (Tokyo University of Foreign Studies)

Abstract

The purpose of this study is to analyze the work of Jigoro Kano (1860 - 1938) in Parliament. A member of Extraordinary Council on Education, he retired as Principal of *Tokyo Koto Shihan Gakko* and entered Parliament. This study analyzes Kano's Parliamentary speeches to determine the extent and direction of his somewhat subtle influence in Parliament.

The findings of this study are summarized as follows:

1. Kano spoke about budo education in the schools.
2. His speeches in Parliament focused primarily on education.
3. Later in his career, he became concerned with the Council of Petitions and Punishment.
4. Throughout his transition from educator to statesman, he was always concerned with educational issues.

I. はじめに

嘉納治五郎に係わる研究は、様々行われているが、貴族院議員としての嘉納の活動は余り知られていない。本研究の目的は貴族院における嘉納治五郎の本会議、各種委員会における活動内容の概略について報告するものである。

嘉納は、貴族院議員に先立つこと、大正6年（1917）9月、「臨時教育会議」委員に任せられ、特に師範教育の重要性、とりわけ「師範大学制」を主張した。「臨時教育会議」は大正8年（1919）に閉会するが、臨時教育会議委員当時の師範大学制の主張が、東京高等師範学校はじめ全国各地の師範学校における「昇格運動」に火をつけることになる。嘉納は、昇格運動と東京高等師範学校校長辞任は「東京高等師範学校昇格問題の真相と拙者辞職の理由」¹⁾の中で直接関係ないとしているが、「昇格運動」が辞任に大きく係わったことはその当時の流れからいって十分に考えられる。この結果、大正9年（1920）1月9日、辞表を提出、同年1月16日、東京高等師範学校校長を免ぜられることになる。後任校長として、同校教授三宅米吉が任命される。辞職後の嘉納は、「講道館における活動」、「オリンピック活動」等多忙を極めていたと考えられる。

その後、大正11年（1922）2月、第45回帝國議會において貴族院令第一條第四號「國家ニ勲功アリ又ハ学識アル満三十歳以上ノ男子ニシテ勅任セラレタル者ハ終身議員タルヘシ」により貴族院議員になった。嘉納62歳の時である。嘉納が、貴族院議員になるにあたって、「貴族院議員勅選」²⁾の中の、「三土書記官長との会見—高橋総理の伝言」、「自分の態度」、「さして望まぬ貴族院議員」、「貴族院に這入る決心」において貴族院議員になる経緯について述べているが、嘉納はさして貴族院議員になることを望んではいなかったようである。「三土書記官長との会見—高橋総理の伝言」においては、時の内閣総理大臣高橋是清からの打診があったこと、「自分の態度」においては、東京高等師範学校校長当時、貴族院議員の議席を持ち教育の現場としての発言権を行いたいとの希望があったこと、「さして望まぬ貴族院議員」においては、貴族院に入ったとしても、講道館や、講道館文化会の仕事を疎かにするわけ訳ではないとしている。「貴族院に這入る決心」においては一般政治、教育の改善・刷新の上に相当の力を持ちうべき機会も与えられるであろうということで貴族院勅選を受け入れることにしたと述べている。

このようにして貴族院議員になる訳であるが、実際の議員活動はどのようなものであったのであろうか。

II. 貴族院議員としての活動の略歴

1. 東京高等師範学校校長辞任から貴族院議員まで

1) 大正9年（1920）

1月 東京高等師範学校校長を免ぜられる。

6月 第7回オリンピック大会（アントワープ）へ出発
大会後各国歴訪

2) 大正10年（1921）

2月 帰国

3月大日本体育協会会长辞任。名誉会長に推される。

3) 大正11年（1922）

2月 貴族院議員

2. 貴族院議員活動略歴 ◎：本会議、各種委員会において発言のみられるもの

1) 第四十五回帝國議會貴族院

大正10年（1921）10月24日～大正11年（1922）3月25日

「決算委員第四分科會（文部省、農商務省、逓信省）」

◎「大學特別会計法中改正法律案他一件特別委員會」

2) 第四十六回帝國議會貴族院

大正11年（1922）12月25日～大正12年（1923）3月26日

◎「大學特別会計法中改正法律案他一件特別委員會」副委員長

3) 第四十七回帝國議會貴族院

大正12年（1923）12月10日～大正12年（1923）12月23日

震災関係

4) 第四十八回帝國議會貴族院

大正12年（1923）12月25日～大正13年（1924）1月31日
「決算委員第四分科會（文部省、農商務省、通信省）」

5) 第四十九回帝國議會貴族院

大正13年（1924）6月25日～大正13年（1924）7月18日
◎「豫算委員第三分科會（内務省、文部省）」

6) 第五十回帝國議會貴族院

大正13年（1924）12月24日～大正14年（1925）3月30日
◎「剣道及柔道普及ニ關スル建議案」
◎「豫算委員第三分科會（内務省、文部省）」

7) 第五十一回帝國議會貴族院

大正14年（1925）～大正15年（1926）
◎「決算委員第四分科會（文部省、農林省、商工省、通信省）」
◎「府縣制中改正法律案他六件特別委員會」

8) 第五十二回帝國議會貴族院

昭和元年（1926）～昭和2年（1927）
◎「豫算委員第三分科會（内務省、文部省）」
兼務「豫算委員第三分科會（陸軍省、海軍省）」

9) 第五十三回帝國議會貴族院

昭和2年（1927）5月3日～昭和2年5月8日
「臨時會議」

10) 第五十四回帝國議會貴族院

昭和2年（1927）～昭和3年（1928）1月21日

11) 第五五回帝國議會貴族院

昭和3年（1928）4月20日～昭和3年（1928）5月6日

12) 第五十六回帝國議會貴族院

昭和3年（1928）12月24日～昭和4年（1929）3月25日
◎「決算委員第五分科會（鐵道省、朝鮮總督府他）」副主查
◎「健康保険特別會計中改正法律案外二件特別委員會」委員長

13) 第五十七回帝國議會貴族院

昭和 4 年（1929）12月24日～昭和 5 年（1930）1 月 21 日
「決算委員」

- 14) 第五十八回帝國議會貴族院
昭和 5 年（1930）4 月 21 日～昭和 5 年（1930）5 月 31 日
◎「國務大臣ノ演説ニ關スル件」
「決算委員第四分科會（文部省、農林省、商工省、通信省）」
- 15) 第五十九回帝國議會貴族院
昭和 5 年（1930）12月24日～昭和 6 年（1931）3 月 27 日
◎「豫算委員會」
◎「豫算委員會第三分科會（內務省、文部省）」
- 16) 第六十回帝國議會貴族院
昭和 6 年（1931）12月23日～昭和 7 年（1932）1 月 21 日
「請願委員會」
- 17) 第六十一回帝國議會貴族院
昭和 7 年（1932）3 月 18 日～昭和 7 年（1932）3 月 24 日
「臨時會議」
- 18) 第六十二回帝國議會貴族院
昭和 7 年（1932）5 月 23 日～昭和 7 年（1932）6 月 14 日
「臨時會議」
「請願委員會議」
- 19) 第六十三回帝國議會貴族院
昭和 7 年（1932）8 月
「臨時會議」
- 20) 第六十四回帝國議會貴族院
昭和 7 年（1932）12月24日～昭和 8 年（1933）3 月 25 日
「兒童虐待防止法案特別委員會」
- 21) 第六十五回帝國議會貴族院
昭和 8 年（1933）12月23日～昭和 9 年（1933）3 月 25 日
- 22) 第六十六回帝國議會貴族院
昭和 9 年（1934）11月27日～昭和 9 年（1934）12月 9 日
「臨時會議」

23) 第六十七回帝國議會貴族院

昭和9年12月27日～昭和10年（1935）3月25日

「懲罰委員會」

24) 第六十八回帝國議會貴族院

昭和10年（1935）12月24日～昭和11年（1936）1月21日

25) 第六十九回帝國議會貴族院

昭和11年（1936）5月1日～昭和11年（1936）5月26日

26) 第七十回帝國議會貴族院

昭和11年（1936）12月24日～昭和12年8月7日

「懲罰委員會」

27) 第七十一回帝國議會貴族院

昭和12年（1937）7月23日～昭和12年

「特別會議」

「懲罰委員會」

28) 第七十二回帝國議會貴族院

昭和12年9月3日～昭和12年9月8日

「特別會議」

「懲罰委員會」

29) 第七十三回帝國議會貴族院

昭和12年（1937）12月24日～昭和13年（1938）3月26日

「懲罰委員會」

昭和13年（1938）2月13日、国際オリンピック委員会カイロ会議へ出発。

昭和13年（1938）5月4日逝去

30) 第七十四回帝國議會貴族院

昭和13年（1938）12月27日

第七十三回議會閉會後ニ於ケル事項報告として

「從二位勳一等 嘉納治五郎君 去ル五月四日薨去セラル依テ八日弔辭ヲ贈レリ」と報告された。

III 主な発言内容

嘉納の貴族院に於ける主な発言は、本会議と各種委員会に分けられるが、本会議に於ける発言は二件みられる。この二件の発言について検討してみる。

1) 第五十回帝國議會貴族院

大正13年（1924）12月24日～大正14年（1925）3月30日

「剣道及柔道普及ニ關スル建議案」

大正14年3月24日 貴族院議事速記録第31号號³⁾

発議者 公爵一条實孝、子爵渡邊千冬、子爵渡邊七郎、嘉納治五郎、西久保弘道

賛成者 38名（氏名略）

「剣道及柔道普及ニ關スル建議」

1. 剣道及柔道ヲ小學校ノ教科ニ加ヘ師範學校ニ於ル兩科ノ程度ヲ高メラレムコトヲ望ム。

2. 中等學校ノ剣道、柔道ハ獨立ノ必須科目トシテ課セラレムコトヲ望ム。

これらのことについて、大日本武德会商議員でもある渡邊七郎が演説を行い、次に嘉納が演説を行っている。嘉納は、「……昔、武士ガ剣術柔術ヲ學ンダノトハ、今日ノ剣術柔術ノ教育ノ精神ハ餘程異ッテ居リマス、之ニ依ッテ一面ニ於テハ武術的ノ修養ヲスルト同時ニ身體ヲ強健ニシ、又智徳ヲ修養シ、人間トシテ価値アル資格ヲ養フト云フコトガ今日ノ剣道柔道ノ目的デアリマシテ……將來ハ生理學ニ基キ、教育ノ方法ニ基イテ、之ヲ體育トシ精神教育トシテ最モ效力ノアルモノニ段々ト磨キ上アゲナケレバナラスト考ヘテ居ル次第アリマス、既ニ歐米諸國ニ於テモ剣道ハ或程度マデサウデアラウト思ヒマスガ、柔道ノ如キハ餘程価値ヲ認メラレテ、之ヲ修行スル人ノ數モ段々ニ殖エテ來タヤウナ譯デ、我國ノ歴史上ノ產物トシテ誇ルベキモノノ中ノーツニナリツ、アルト私ハ信ズルノデアル……」⁴⁾と述べている。嘉納は、剣道や柔道が武士社会における殺傷目的の武術ではなく、今日の教育目的に添つたものであることを力説している。また、科学的方法に基づき効果を上げなければならないとしている。さらに、伝統的運動文化としての剣道・柔道を誇るべきものにしなければならないとしている。剣道のみならず、特に柔道は国際化という視点に立って述べている。渡邊が、国家主義的に武道を捉えているに対し、嘉納は教育的、国際的視点に立ち述べているのが特徴である。この嘉納の武道に対する捉え方は現代の武道の価値観の基盤になっている一例といえよう。嘉納の発言の後、西久保弘道が会議に文部省不在の非を発言している。次に一条實孝が発言を行っているが、西久保同様発言を左右するほどの内容ではない。この件は、採択された。

この建議案について補足するならば、本建議案にさかのぼること約2ヶ月前の大正14年(1925)2月1日の第五十回帝國議會衆議院本会議において田中善立(後の文部政務次官)他1名が、「武道普及ニ關スル建議案」を提出し採択された。衆議院、貴族院に於けるこれらの建議案の検討については今後の課題としたい。

2) 第五十八回帝國議會貴族院

昭和5年(1930)4月21日～昭和5年(1930)5月31日

「國務大臣ノ演説ニ關スル件」

昭和5年(1930)5月13日

嘉納は以下の3つの点について発言を行っている。①国立教育研究所設置について

②督學官制度について③文理科大學についてである。いずれも嘉納が係わった臨時教育會議に於ける諸問題である。これらの経緯については、拙稿^{6)、7)、8)}に述べてあるので参照されたい。

①国立教育研究所設置について

嘉納は、「……今日ノ普通教育ミ於ケル學科目ノ排列ノコトデモ、又其選擇ノコトデモ、大體歐米諸國ノ教科課程ヲ模擬シテ多少ノ三酌ヲ加ヘテ決メタノデアッテ、我國ノ國民性ナリ、又生理、心理狀態ナリ、歴史ナリニ基イテ我國ノ研究ニ依ッテ成ッタモノデナイノデアリマス……」⁹⁾と述

べ、嘉納独自の日本国民に於ける教育論の必要性を説いている。嘉納が貴族院委員会で教育論を述べるとき、必ず嘉納の道徳論の展開がみられるが、この本会議に於ける発言は時間の制限もありみられない。

②督學官制度について

嘉納は、「……今日ノヤウナ譯デハ教育ノ實際ニ通ジタ人ハ文部省ニ極メテ低イ人デアルカラ、是デハ監督モ出来ナケレバ、省内ノ教育ノ方針ヲ定ムル上ニ於テモ甚ダ遺憾ナコトガ多イダラウト思フ、……将来文部ノ役人ノ御選擇ニ付テ今日マデヨリモモット教育ニ適當ト認メラルル人ヲ選擇スルコトニ付テ御留意アル御積リガアリマセウカ……」¹⁰⁾と述べ、督學官の必要性、文部省の法律の専門家の必要性を認めつつも現場に精通した人材の登用を強く希望している。これは、嘉納が役人として文部省にいた経験と、學習院、第五高等中学校、東京高等師範学校等の教育現場に長く勤めた嘉納の経験から出た発言であろう。

③文理科大學について

臨時教育会議において、高等師範学校の大學生格問題は、専攻科の充実等ということで問題が先送りされ、ようやく嘉納の努力により大學生格の約束を文部当局から取り付け、昭和4年(1929)東京と広島に文理科大學の設置をみる。しかし、内容は嘉納の理想としたものではなかつた。嘉納は、「……其大學ニスルト云フコトハ宜イ、最初ノ案ガ貫徹シタヤウナ譯デ、結構デアリマスケレド、其大學トイッタモノガ甚ダ變テコナ大學、元來ハ一體今日ハ各帝國大學ニ對スルヤウナ教育者養成ノ大學ガヒツヤウデアルト云フノガ元來ノ趣旨デアル……」¹¹⁾と述べ、臨時教育会議に於いて嘉納が主張したような師範大学、或いは教育大学とは趣旨が異なっていると主張している。これに対し、文部大臣田中隆三は、この3点の嘉納の発言に対して①の国立教育研究所の設置については必要性を認め、②の督學官制度についてについては大臣赴任間もないことの故、今後十分に配慮していきたいと述べている。③文理科大學については、高等師範学校の専攻科が文理科大學として代わったものであると認識していると述べている。また、改善すべき点があれば改善すると発言し、嘉納の意見を認めた形になっている。

3) その他各種委員会に於ける発言

嘉納の各種委員会に於ける発言は、Ⅱの貴族委員活動略歴に述べたとおりであるが、本稿では述べる余裕がスペース的ないので次回の課題としたい。ただ、嘉納の発言の根幹については常にベストを尽くして発言している傾向が発言内容からくみ取ることが出来、嘉納の精神が柔道以外のところまでも発揮されていると考えられる。文部省関係の委員会に於いては、「臨時教育会議」において積み残した課題を質問し、又嘉納の道徳論を述べている。ここにおいて、嘉納が²⁾において述べたように、嘉納が貴族院議員になった目的が十分に達せられたといえよう。又、晩年は、「請願委員會」、「懲罰委員會」委員等になり、負担の少ない長老的な存在になっていたことが考えられる。

IV まとめ

今回は、貴族院における嘉納治五郎の議員活動を時系列的に捉え、主に本会議に於ける嘉納の発言を中心に分析、検討を行った。その結果、教育問題を中心に行っている傾向がみられた。それは、學習院、第五高等中学校、東京高等師範学校等の教育経験や文部省の役人としての経験が十分に融合した結果であり、常に公を優先として考えた他の教育者にはまねの出来ない嘉納独自の信念から生まれたものであろう。又、貴族院議員になっても、嘉納の生き方は従来と全

く変わることはなかった。種々の教育問題が現代の課題とされている現在、現代にも通じる嘉納の教育論を再考する価値は十分にあると考えられる。

引用・参考文献

- 1) 「東京高等師範学校陞格問題の真相と拙者辞職の理由について」「有効の活動」第6巻第2号、1920.
- 2) 「貴族院勅選」「柔道家としての嘉納治五郎」第17回、「作興」第7巻第5号、1928.
- 3) 江村稔編「帝國議貴族院委員会會會議錄」東大出版会、1982.
- 4) 前掲書3)
- 5) 前掲書3)
- 6) 東憲一「嘉納治五郎と臨時教育会議」東京外国语大学論集、53号、1996.
- 7) 東憲一「臨時教育会議にみる嘉納治五郎の体育思想」東京外国语大学論集、54号、1996.
- 8) 東憲一、村田直樹「臨時教育会議における嘉納治五郎」講道館柔道科学研究会紀要第8輯、1999.
- 9) 前掲書3)
- 10) 前掲書3)
- 11) 前掲書3)
- 12) 長谷川純三編「嘉納治五郎の教育と思想」明治書院、1981.
- 13) 講道館編「嘉納治五郎」布井書房、1964.
- 14) 加藤仁平「嘉納治五郎」逍遙書院、1964.
- 15) 村田直樹「嘉納治五郎師範に學ぶ」日本武道館、2001.
- 16) 嘉納治五郎「嘉納治五郎著作集」五月書房、1983.
- 17) 講道館「嘉納治五郎体系」本の友社、1998.
- 18) 岸野雄三編「近代体育スポーツ年表」大修館、1973.